

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により、業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 3 年 3 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務の名称 令和 3 年度海外向け観光情報発信業務

(2) 業務の内容

本業務は、鳥取県の SNS アカウントの効果的な運用を目指すとともに、発信力を向上させることで海外から鳥取県への観光誘客を促進することを目的とする。

なお、詳細は令和 3 年度海外向け観光情報発信業務委託プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）及び令和 3 年度海外向け観光情報発信業務委託仕様書による。

(3) 契約期間 契約日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日まで

(4) 予算額 5,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 参加申込

このプロポーザルに参加しようとする者は、令和 3 年 4 月 2 日（金）午後 5 時 15 分までに、企画書等を提出すること。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 令和 3 年 3 月 17 日（水）から本件業務の企画書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和 3 年 3 月 17 日（水）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 別添「令和 3 年度海外向け観光情報発信業務委託仕様書」に記載の業務を実施することが可能な体制を有する者。

3 評価方法

企画書の評価は、2 を満たしているものの中から、次の項目について評価する。

(1) 企画内容

ア 広告訴求力（いいね！数が多く獲得できる効果的な広告配信となっているか。）

イ レポート作成力（広告配信結果及び投稿結果がわかりやすくまとめられているレポートとなっているか。）

ウ 分析・コンサルティング能力（高い分析力やコンサルティング能力に基づき、効果的な SNS の運用となる企画となっているか。）

エ ブランディング・プロモーション能力（ブランディングの企画・発信力に基づき、鳥取県の海外への観光プロモーション施策を前進させる企画となっているか。）

- (2) 業務遂行能力（当該業務を遂行するにあたっての十分な人員体制及びスピーディーな連絡体制が構築できているか。）
- (3) 類似業務の実績

4 選定方法

- (1) 各審査員の評価点を集計し、その合計点数により順位付けする。
- (2) 最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。
- (3) 審査の結果、同点の場合は審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。

5 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局国際観光誘客課 櫻木

電話 0857-26-7633 ファクシミリ 0857-26-8308

電子メール kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp

6 提出書類

- (1) プロポーザル参加資格確認書兼参加申込書

- (2) 企画書 4 部

ア 企画書は、A 4 サイズとする。縦横及びページ数は問わない。

イ 企画書には、次の内容を記載すること。

(ア) 本業務に対する基本的な考え方

(イ) 鳥取県の Facebook アカウントのいいね！数を増やすための効果的な広告配信企画

(ウ) 広告配信結果及び投稿結果に関するレポートの作成方法、工夫

(エ) 鳥取県 SNS アカウントをより効果的に運用していくための「横断的」な運用・管理に関するコンサルティング内容

(オ) 全市場に共通した本県ブランドの作成及びそれを周知するためのキャンペーン企画

(カ) 業務実施スタッフ体制図（組織体制、主要スタッフが分かるもの）

(キ) 類似業務の実績

※ 同レベルの業務内容の実績を記載すること。

※ 過去に海外向け SNS 運用の経験があればその事例を記載すること。

※ 過去にメディアで取り上げられるなど話題性があったものがあれば具体的な内容を記載すること。

※ 直近の実績を優先して記載すること。

- (3) 会社概要 4 部

- (4) 見積書 4 部（正本 1 部、副本（写し） 3 部）

※なお、企画書等一式を PDF ファイルに変換し、同ファイルを記録した電子媒体を合わせて提出すること。

7 企画書の提出

- (1) 提出場所・部数

6 の提出書類を 5 の場所に提出すること。（郵送可）

- (2) 提出期限

令和 3 年 4 月 2 日（金）午後 5 時 15 分必着

8 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

9 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

（1）企画書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画書及び虚偽の記載がなされた企画書は、無効とする。

（2）参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（4）その他

詳細は、プロポーザル実施要領による。